元団員葬儀への参列について(覚書)

北見消防団を退団した者が死去した場合、葬儀への参列は以下のとおりとする。

- 1. 退団後の年数制限は特に設けないこととする。
- 2. 参集範囲は次のとおりとする。
 - (1) 団長及び副団長の職にあった者が死去した場合は、部長以上とする。
 - (2) 部長以上分団長以下の職にあった者が死去した場合は、分団長以上とする。
 - (3) 班長以下の職にあった者が死去した場合は副団長以上とする。
- 3. 服装及び見送りに関しては次のとおりとする。
 - (1)制服制帽及び黒ネクタイとし、白手袋を着用する。
 - (2) 告別式では、団旗を掲げ最敬礼で故人を見送る。 なお、その際は霊柩車及びバスが公道に出るまでとする。
 - (3) 故人の出身分団が葬儀に参列する場合、礼式については(1)(2)と同様とする。
- 4. 故人の出身分団の意向により、この覚書のとおりとしない事も可とする。
- 5. 上記のほか、団長が特に必要と認める事に関しては、団本部で協議する。
 - この覚書は、平成29年9月9日から運用する。
 - この覚書は、平成30年2月9日から運用する。